

Palm スポーツクラブ

【会員規約】

第1条【名称】

当スクールは、「Palm スポーツクラブ」と称する。

第2条【趣旨】

当スクールは、スポーツクラブを通じ、地域スポーツの振興や普及および子供たちの健全育成を目的とする。

第3条【入会資格】

- 1 当スクールの趣旨に賛同した者。
- 2 スポーツを行うのに適した、健康である者。
- 3 入会申込書を提出し、初期会費および年会費を納入した者。
- 4 当スクールスタッフより入会を認められた者。

第4条【会費】

- 1 会員は原則、当月会費を最初のレッスン時に現金にて持参する。(休み等でレッスンに行けない場合はスタッフに相談する)
- 2 初回会費は当月分と翌月分の2ヶ月分と年会費を現金にて持参する。
- 3 年会費は4月の最初のレッスン時に持参する。
- 4 会員はレッスン参加の有無に関わらず、本規約で定める会費等をすべて払うとする。一度支払った会費等は原則、返金を行わない。(スタッフが認める場合を除く)

第5条【振替】

- 1 レッスンを休んでしまった場合に、規定

の回数以内であれば振替として他クラスに参加を認める。(同じカテゴリのクラスのみ)

- 2 振替を使用する場合、必ず事前にスタッフへ連絡をしなければならない。
- 3 振替の有効期限はレッスンを休んだ日から1ヶ月とする。

第6条【休会】

- 1 所定の休会届の記入による手続きを行った上で、月単位でクラブを休会することができる。
- 2 休会手続は、休会開始を希望する月の前月末までに行うものとし、その場合、休会開始希望月の1日より休会扱いとする。各月の1日以降に休会手続がとられた場合は、翌々月の1日より休会扱いとなる。
- 3 休会する会員は、休会費(1ヶ月につき1,000円)を支払うものとする。
- 4 本条の休会手続が完了しない場合は休会扱いとなりませんので、ご利用がなくても通常の会費等が発生する。
- 5 休会していた会員は、休会復帰時に必ず連絡する。
復帰月から通常の会費等を支払うものとする。

第7条【退会】

- 1 退会手続きは、退会を希望する月の10日までに行うものとする。
- 2 会員が自己都合により、会費等を2ヶ月以上滞納した場合、第7条に基づく退会とする。

第8条【規約退会】

- 1 会員が以下の各号のいずれかに該当する場合、強制的に退会させることができるとする。

・本規約および当スクール規則を遵守しない場合。

・会員としてふさわしくない言動、行動を行ったと判断した場合。

・第6条2項に該当する場合。

2 当スクールから強制的に退会させられた会員に対し、前納分または既払分の会費等があっても返還しないものとする。

3 規約退会処分を受けた会員は、将来にわたり期間の定めなく、当スクールの再入会はできないものとする。

第9条【登録情報の変更】

会員は、住所や連絡先等の登録情報の変更があった場合、当スクールスタッフへ速やかに連絡するものとする。

第10条【保険】

1 会員は、入会時に当スクールが指定するスポーツ保険に加入するものとし、保険の手続きは当スクールスタッフが行うものとする。

2 スポーツ保険加入手続き後から、効力が発生するまでの怪我等は自己責任とする。

3 スクール活動中の怪我や事故等で発生する補償は、加入する保険約定の範囲内で対処するものとし、当スクール、スタッフ、使用施設は一切の責任を負わないものとする。

第11条【休講・閉鎖】

1 当スクールはスタッフや体育館の都合により、レッスンができない場合、休講とできるものとするが、年間36回のレッスン（月3回以上）を保証するものとする。

2 レッスンが休講になった場合、振替のレッスンをする場合がある。

3 当スクールの運営継続が困難となる事由

が生じた場合、休講もしくは閉鎖できるものとする。

第12条【個人情報】

1 当スクールへの入会申込書に記載された個人情報をスタッフが厳重に管理するものとし、運営・活動に必要な限り利用できるものとする。

2 当スクール活動中の写真や映像、音声等はスクールの広告活動や活動記録のためにホームページやSNS等を使用されることに対し、同意を得たものとする。

第13条【活動期間】

当スクールの活動期間期間は、原則として4月1日～3月31日の1年間とする。

第14条【連絡網】

当スクール生徒の保護者1名は、クラスのLINEグループに参加し、レッスンを休む際や休講の連絡はLINEグループを通じて行うものとする。

第15条【規約改定】

当スクールは必要に応じて随時、本規約を改定できるものとする。

第16条【発行】

本規約は、2025年4月1日より発行とする。